

---

資料

テンプレート集

---



## 資料 1

---

地理空間情報の整備・共用・更新の現状把握  
のためのアンケート調査票  
(市及び地域団体向け)



# 地理空間情報の整備・共用・更新の現状把握のためのアンケート調査票 (市及び地域団体向け)

## 地図利用に関するアンケート調査票

団体名	
部署名	

Q1. 地図/台帳/画像の利用はありますか。

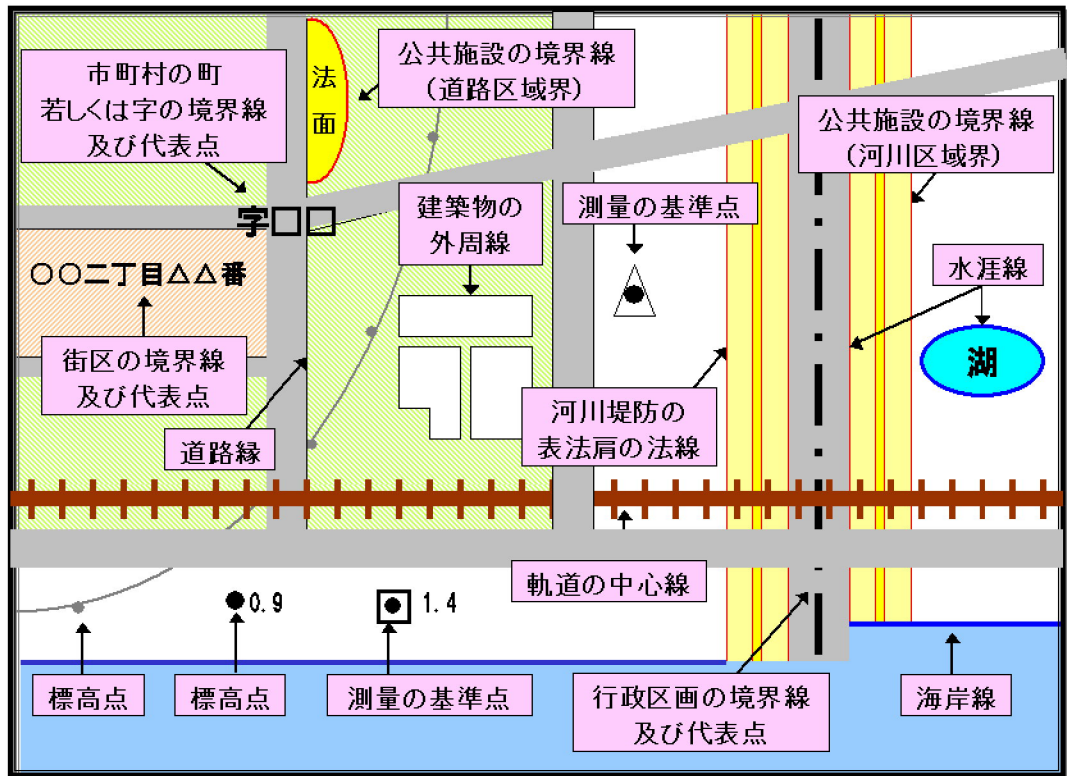
1. ある    2. なし            ▶ 2. を選ばれた方はQ

Q2-1 地図/台帳/画像作成について(既製品を購入、利用されている場合にはその製品についてお答えください。)

※ 情報No	地図/台帳/画像の名称	誤差	形式	範囲	地図、台帳、画像作成業務名	更新頻度 (年)	整備(購入)に 要した費用		利用用途
			1.デジタル				2.紙	人工	
1	(縮尺:1/ )	基盤地図情報に係る項目(下表参照)							
2	(縮尺:1/ )	基盤地図情報に係る項目(下表参照)							
3	(縮尺:1/ )	基盤地図情報に係る項目(下表参照)							
4	(縮尺:1/ )	基盤地図情報に係る項目(下表参照)							
5	(縮尺:1/ )	基盤地図情報に係る項目(下表参照)							
6	(縮尺:1/ )	基盤地図情報に係る項目(下表参照)							
7	(縮尺:1/ )	基盤地図情報に係る項目(下表参照)							
8	(縮尺:1/ )	基盤地図情報に係る項目(下表参照)							
9	(縮尺:1/ )	基盤地図情報に係る項目(下表参照)							
10	(縮尺:1/ )	基盤地図情報に係る項目(下表参照)							
11	(縮尺:1/ )	基盤地図情報に係る項目(下表参照)							
12	(縮尺:1/ )	基盤地図情報に係る項目(下表参照)							

【表】 基盤地図情報に係る項目

1	測量の基準点	測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条第一項に規定する永久標識又は水路業務法施行規則(昭和二十五年運輸省第五十五号)第一条に規定する恒久標識
2	海岸線	海面が最高水面に達した時の陸地と海面との境界
3	公共施設の境界線 (道路区域界)	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路にあっては道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)第四条の二第四項第一号の道路の区域の境界線、道路法第二条第一項に規定する以外の道路にあってはこれに準ずる境界線
4	公共施設の境界線 (河川区域界)	河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第一項の河川区域又は同法第百条第一項の規定により指定された河川について準用される同法第六条第一項の区域及びその他の公共の用に供する水路である河川の境界線
5	行政区画の境界線及び代表点	行政区画(都道府県及び市区町村)の境界線とその代表点
6	道路線	道路法第二条第一項に規定する道路にあっては道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第二条に定める歩道、自転車道、自転車歩行車道、車道、中央帯、路肩、軌道敷、交通島又は植樹帯で構成される道路の部分の最も外側の線(植樹帯が最も外側にある場合)にあっては、当該植樹帯を除いた道路の部分の最も外側の線をいう。)、道路法第二条第一項に規定する以外の道路にあってはこれに準ずる線



Q2-2 各種業務における地図/台帳/画像利用の状況について

No	業務名	利用	情報No	利用目的	再配布・販売をしているか	個人情報	個人情報がある場合にはその内容を記載してください。
		1:有り 2:無し				1:有り 2:無し	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※Q2-1情報Noを記入してください

Q3 GIS(地理情報システム)または台帳管理システムなどを導入、保守、運用について

※Q2-1情報Noを記入してください

No	システム名	導入時期	利用目的	利用される地理空間情報の種類	導入時の 予算額 (千円)	年間保 守・運用 経費
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

Q4. ニーズ調査

【基盤地図情報をベースにして、現在の地図作成業務の効率化が図れるか】	
【情報の共有化により、想定される課題はあるか】	
【他団体の地理空間情報を利用した地図作成について想定される問題はあるか】	
【地図を簡便に利用できた場合に業務の効率化、住民のサービスの向上が望めるか】	
【行政、もしくは各団体に共同利用を強く望む地理空間情報はあるか？あるならば、その内容を記載してください】	
【庁内及び庁外、もしくは団体内、団体外にどのような利用できる地図及び画像がご存知のものがあればご記入ください】	
【現在、利用されている地図に不足するデータがありましたら、ご記入ください】	

その他ご意見等ありましたら、ご自由にお書きください。

--





## 資料 2

---

地理空間情報の電子化、共用に伴う  
業務効率化把握調査票



# 地理空間情報の電子化、共用に伴う業務効率化把握調査票

## 地理空間情報の電子化、共用に伴う業務効率化把握調査票

団体名：  
部署：

○ 月

日	従来体系			電子化後or共用後		
	(従事時間)	(従事人数)	具体的活動内容、作業内容	(従事時間)	(従事人数)	具体的活動内容、作業内容
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

土曜日  
 日曜日



---

地方公共団体における“地理空間情報”の活用の手引き  
～今すぐ始められる！「共用」実現のためのワークブック～  
市と地域団体の共用編（地域版その2）

---

編集発行 国土交通省 国土計画局 参事官室  
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2  
TEL 03-5253-8353

---



